
今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた 更なる取組の方向性

(参考資料)

■ 第2章 これまでの災害廃棄物対策の進捗と課題

- 2-1 平成27年法改正事項の活用状況と課題 3
- 2-2 東日本大震災以降の災害に対する対応 27
- 2-3 巨大地震や集中豪雨等へのこれまでの検討状況と課題 29

■ 第3章 今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた更なる対策の方向性と取組事項

- 3-1 自治体における災害廃棄物処理計画等及び災害支援協定の充実 . . . 35
- 3-5 発災後の初動期における災害廃棄物処理体制の早期確立 39

第2章 これまでの災害廃棄物対策の進捗と課題

2-1 平成27年法改正事項の活用状況と課題

平成27年法改正の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律(平成27年法律第58号)の概要

趣旨

災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速にこれを処理すべく、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目なく災害対策を実施・強化するための法整備を行う。

法整備の必要性

東日本大震災等近年の災害における教訓・知見により、災害の発生に備えて対応を強化すべき課題とその対策方針が、以下のとおり明らかとなった。

【課題1】円滑かつ迅速な処理を実現するための事前の備え(方針・体制)が不十分

【対策方針】

- 国の司令塔機能を強化。
- 国、地方自治体及び民間事業者がそれぞれ主体的に取り組み、かつ、広域にわたって有機的に連携するよう、役割分担を明確化し、平時から計画的に対策。



【課題2】適正処理の確保に向けた指針・仕組みが不十分

【対策方針】

- 大規模災害の発生後も、廃棄物の適正処理と再生利用を確保するとの基本的方針を明確化。
- 廃棄物処理法(通常時の対応)及び災害対策基本法(大規模災害時の対応)を有機的に連動させ、切れ目のない災害対応を実施するための仕組みを整備。

これらの対策方針を発災前・発災後で維持・活用するための制度整備が必要

法律の内容

(施行日:公布の日(H27年7月17日)から起算して20日を経過した日)

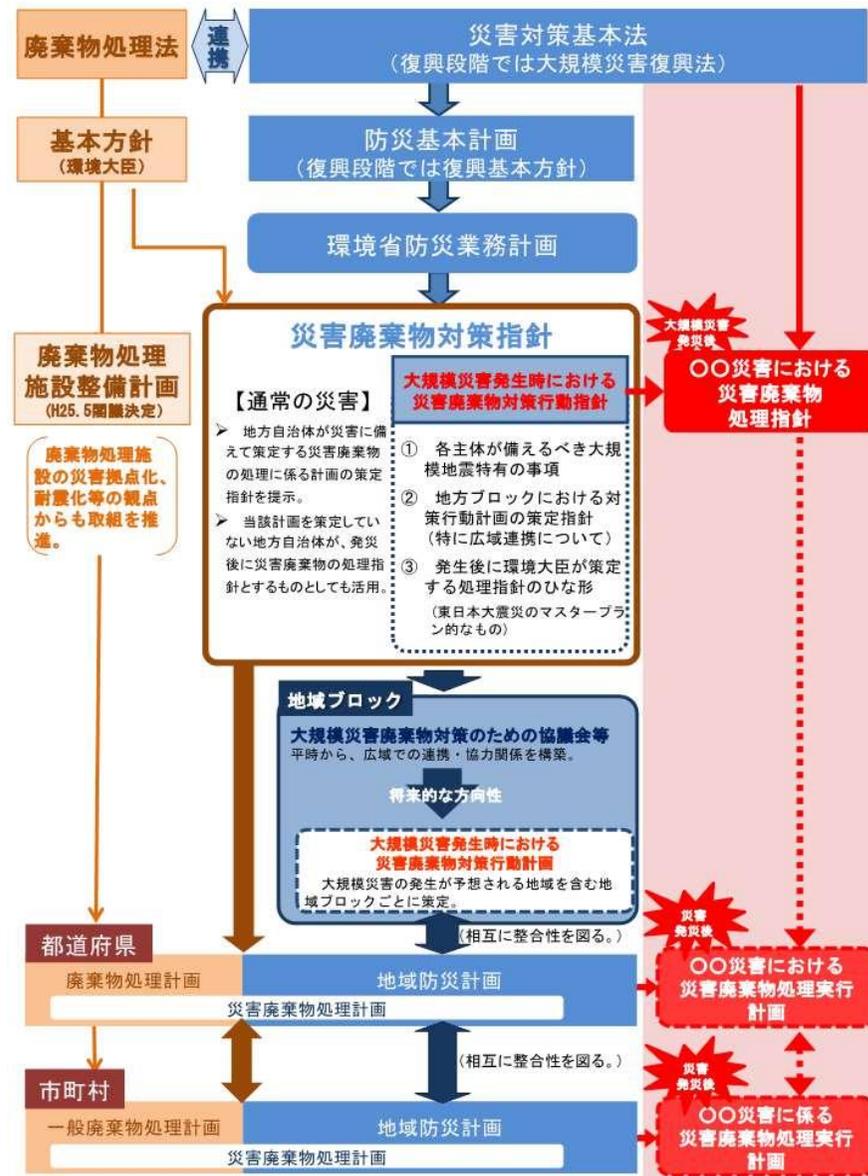
災害により生じた廃棄物処理について、

- 適正な処理と再生利用を確保するとともに、
- 円滑かつ迅速に処理すること、また、
- これらについて、発災前から周到に備えること

との基本的考え方に基づき、平時の備えから通常時の対応には廃棄物処理法の枠組みを、大規模災害時の対応にはさらに災害対策基本法の枠組みを活用し、以下の措置等を規定。

- 国、都道府県、市町村及び民間事業者は、災害により生じた廃棄物について、相互に連携・協力しつつ、適切に役割を分担して取り組む責務を有すること。〔廃棄物処理法〕
さらに国及び都道府県は、平時から、廃棄物処理の基本方針又は処理計画に基づき、災害時の備えを実施すること。〔廃棄物処理法〕
- 災害時においても円滑かつ迅速に廃棄物を処理すべく、災害時には廃棄物処理施設の迅速な新設又は柔軟な活用のための手続きの簡素化を行うこと。〔廃棄物処理法〕
- 特定の大規模災害の発生後、環境大臣は、廃棄物処理法の基本方針にのっとり、災害廃棄物処理に関する指針を策定すること。〔災害対策基本法〕
- 特定の大規模災害の被災地域のうち、廃棄物処理の特例措置(既存の措置)が適用された地域から要請があり、かつ、一定の要件を勘案して必要と認められる場合、環境大臣は災害廃棄物の処理を代行することができること。〔災害対策基本法〕
【要件】●処理の実施体制、●専門知識・技術の必要性、●広域処理の重要性

災害時の廃棄物対策に係る計画・指針等関係図



平成27年法改正の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の 一部を改正する法律案の概要

平成27年3月24日
閣議決定

1 趣旨

東日本大震災等近年の災害における教訓・知見を踏まえ、災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速にこれを処理すべく、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目のない災害対策を実施・強化すべく、法を整備。

2 概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

平時の備えを強化するための関連規定の整備

(廃掃法第2条の3、第4条の2、第5条の2、第5条の5関係)

平時の備えを強化すべく、
 ▶ 災害により生じた廃棄物の処理に係る**基本理念の明確化**
 ▶ 国、地方自治体及び事業者等**関係者間の連携・協力の責務の明確化**
 ▶ 国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項の拡充等を実施。

災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置の整備

(廃掃法第9条の3の2、第9条の3の3、第15条の2の5関係)

災害時において、仮設処理施設の迅速な設置及び既存の処理施設の柔軟な活用を図るため、
 ▶ **市町村**又は市町村から災害により生じた廃棄物の処分の**委託を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設の設置の手続きを簡素化**
 ▶ **産業廃棄物処理施設**において同様の性状の一般廃棄物进行处理するときの**届出は事後でよい**こととする。

災害対策基本法の一部改正

大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する指針の策定

(災対法第86条の5第2項関係)

大規模な災害[※]への対策を強化するため、環境大臣が、政令指定された災害により生じた廃棄物の処理に関する**基本的な方向等についての指針を定めることとする。**

※ 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるもの（東日本大震災やそれを超える規模の著しく激甚な非常災害の場合等）

大規模な災害に備えた環境大臣による処理の代行措置の整備

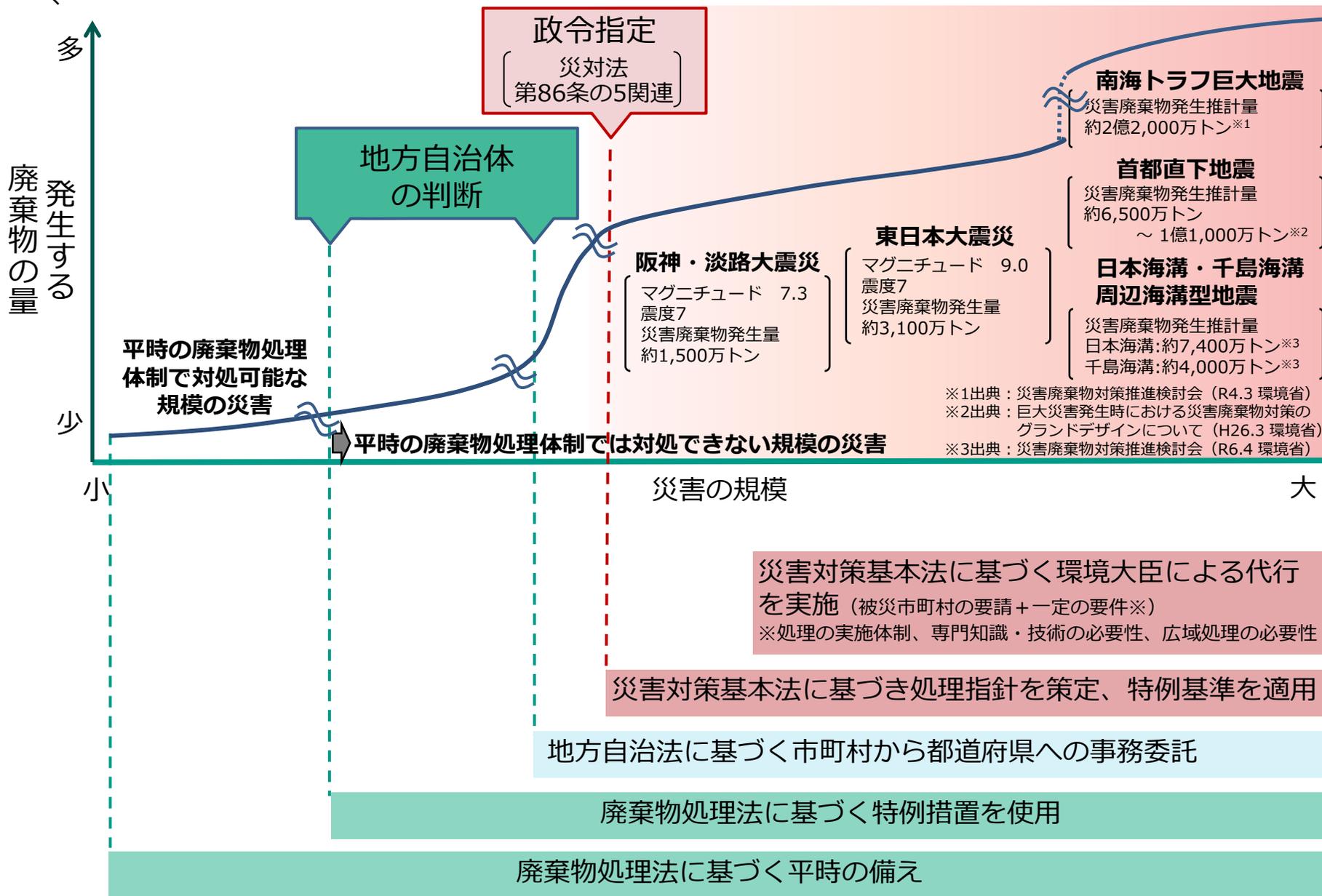
(災対法第86条の5第9項から第13項まで関係)

特定の大規模災害[※]の発生後、一定の地域及び期間において処理基準等を緩和できる既存の特例措置に加え、緩和された基準によつてもなお、円滑・迅速な処理を行いがたい市町村に代わつて、**環境大臣がその要請に基づき処理を行うことができることとする。**

3 今後の予定

- ・ 施行期日 公布の日から起算して20日を経過した日

災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置の考え方



災害廃棄物処理に係る廃棄物処理法上の特例

特例に係る経緯(平成27年法改正)

○東日本大震災の際には、一自治体では処理しきれない膨大な量の災害廃棄物を処理する仕組みが整備されておらず、災害廃棄物処理の遅れが指摘された。



○東日本大震災の教訓・反省を踏まえ、平時から通常規模の災害への対策を強化すべく、廃棄物処理法を改正し、災害廃棄物処理の基本原則や関係者の役割等を規定した上、手続簡素化等の特例規定を措置。

○上記では対応することが困難な大規模災害については、災害対策基本法を改正し、環境大臣の代行規定を措置。

特例の概要(廃棄物処理法)

○市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例

(法第9条の3の2)

○市町村から災害廃棄物の処分の委託を受けた者による一般廃棄物処理施設の設置の特例(法第9条の3の3)

○産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例に係る事後届出の特例(法第15条の2の5第2項)

(○廃棄物処理法施行規則の一部を改正する省令(令和2年7月16日公布))

○災害廃棄物処理に係る再委託の特例(施行令第4条第3号)

災害廃棄物処理に係る廃棄物処理法上の特例の考え方

非常災害とは

- 主に自然災害を対象とし、平時の廃棄物処理体制では対処できない規模の災害のこと。
- 個々の災害が廃棄物処理法上の特例の対象となる「非常災害」に該当するかについては、市町村又は都道府県において判断。

条例について

- 法第9条の3の3のように「政令に定める事項について条例で定めるところにより」などと規定されている場合には、設置予定の施設が所在する各市町村において、特例規定を受けた条例の制定が必要。
- 施設設置にあたっての手續を条例にゆだねているのは、地域住民からの意見聴取の方法や期間等の具体的な手續については、住民に身近な市町村が地域の実情に応じて適切な手續を定めるべきものと考えられるため。

- 災害廃棄物は一般廃棄物であり、市町村に統括的な処理責任がある。
- 特例規定を活用することで手續は簡素化されるが、平時の一般廃棄物処理と同様に適正な処理がされているか確認する必要がある。

市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例（法第9条の3の2）

特例の内容

○市町村がその一般廃棄物処理計画において、災害廃棄物を処理するための施設について規定し、都道府県知事¹がその施設についてあらかじめ設置の同意を与えていた場合には、都道府県知事による技術上の基準を満たすことの確認の²手続（最大30日）を省略できることとするもの。

特例活用に必要な手続

○以下の事項について条例において定められていること。

- ①生活環境影響調査書の公衆への縦覧及び利害関係者の意見提出機会付与の対象となる施設種類
- ②生活環境影響調査書の縦覧の場所及び期間
- ③利害関係者の意見の提出先及び提出期限
- ④その他申請書を作成するにあたって必要な事項

○以下の事項を記載した協議書を都道府県知事に提出、同意を得ていること。

- ①一般廃棄物処理施設を設置することが見込まれる場所
- ②一般廃棄物処理施設の種類
- ③一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
- ④一般廃棄物処理施設の処理能力
- ⑤一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- ⑥一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

市町村から災害廃棄物の処分の委託を受けた者による一般廃棄物処理施設の設置の特例 (法第9条の3の3)

特例の内容

○市町村から災害廃棄物の処分の委託を受けた事業者が、一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、都道府県知事への届出で足りることとしたもの。

特例活用に必要な手続

○以下の事項について条例において定められていること。

- ①生活環境影響調査書の公衆への縦覧及び利害関係者の意見提出機会付与の対象となる施設種類
- ②生活環境影響調査書の縦覧の場所及び期間
- ③その他申請書を作成するにあたって必要な事項
- ④利害関係者の意見の提出先及び提出期限

○市町村が、災害廃棄物の処分を事業者に委託していること。

○当該事業者が、都道府県知事に届出をすること。

活用事例(熊本市)

平成28年熊本地震の発災を受け、平成28年12月に以下のとおり条例を改正。

・対象施設: 焼却施設のみ。

・縦覧期間: 1月間。ただし、市長が特に必要と認める場合は、短縮可能。

平成29年1月に特例に基づく届出により、受託者が二次仮置場に

移動式破碎機等を設置。迅速な設置・稼働により災害廃棄物を迅速に処理。



平時における一般廃棄物処理施設の設置手続

民間事業者等による設置

(法第8条)

許可の申請
※

8条2項の申請書
・設置に関する計画
・施設維持管理計画等
8条3項による
・生活環境影響調査の結果の添付

※ 許可を要するのは、政令で定める一定規模以上の一般廃棄物処理施設（施設の種類に限定なし）

都道府県知事

許可の基準

- ・技術上の基準に適合していること
- ・生活環境等に配慮した計画であること
- ・申請者の能力が基準に適合していること 等

都道府県知事は、上記に適合していると認めるときでなければ許可してはならない。

8条4項の政令で定める施設については、上乘せ手続あり
⇒(令5条の2)焼却施設及び最終処分場

申請書等の
公衆への縦覧
(1月間)

利害関係者は縦覧期間満了から2週間後まで意見書提出が可能

関係市町村長
に対する通知
意見聴取

専門家
からの
意見聴取

許可

設置

設置に関する計画との適合性に関する検査

使用開始

市町村による設置

(法第9条の3)

市町村は、都道府県知事に届出

・(届出書類には、8条2項の申請書記載事項、生活環境影響調査結果を記載)

市町村長は、届出書作成に当たっては、政令で定める事項について、条例で定めるところにより、生活環境影響調査結果について、公衆への縦覧。
→利害関係者が意見書を提出する機会の付与。

都道府県知事は、届出内容が技術上の基準に適合しないと認めるときは、当該届出を受理した日から30日※以内に限り、計画の変更又は廃止を命ずることができる。

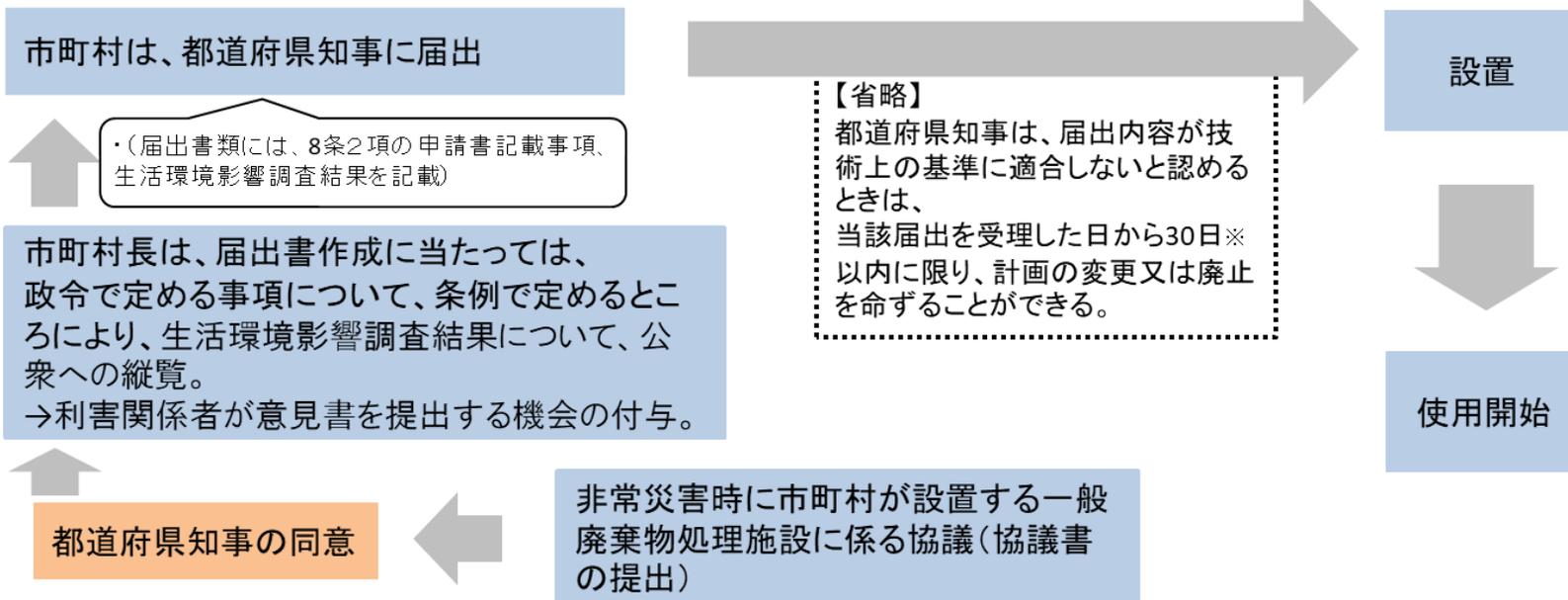
※最終処分場については、60日以内

設置

使用開始

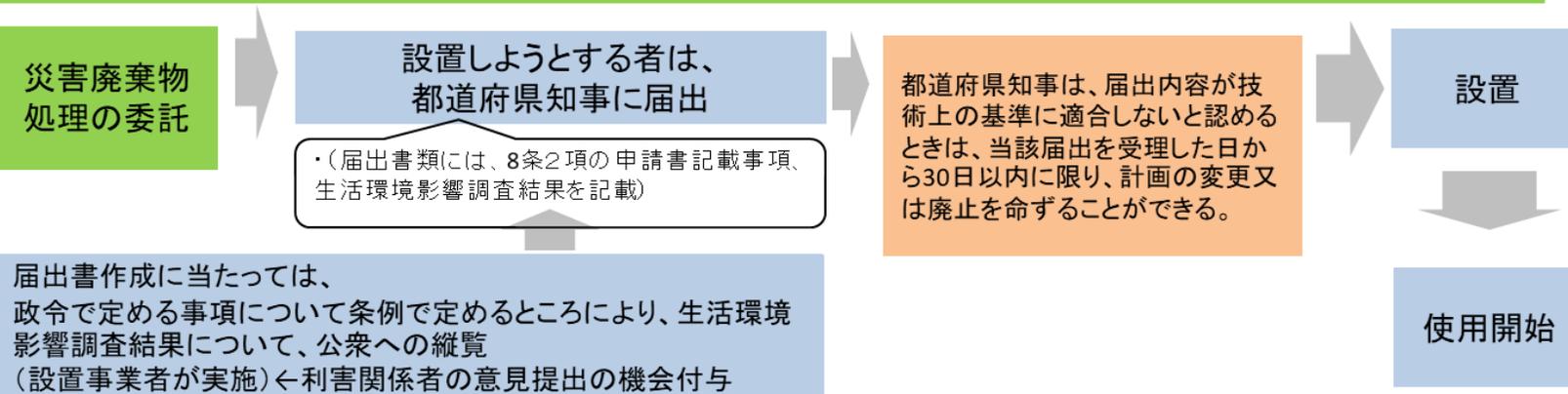
災害時における一般廃棄物処理施設の設置手続の特例

法第9条の3の2の特例



法第9条の3の3の特例

非常災害により生じた廃棄物を処理するため、市町村から委託を受けてその一般廃棄物を処理する施設を設置する場合
⇒民間事業者等であっても市町村が設置する場合と同様に届出で足りることとしている。



産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての 特例に係る事後届出の特例（法第15条の2の5第2項）

特例の内容

○平時においては、法第15条の2の5の特例により、一般廃棄物を既存の産業廃棄物処理施設において処理するときは、都道府県知事に事前の届出が必要であるところ、非常災害時には、事後の届出で足りることとするもの。

※被災地域外の都道府県における施設において処理しようとする場合には、不適正処理の防止の観点から、原則として、通常と同様に事前届出が望ましい。

- ・既に所要の手続を経て産業廃棄物処理施設の設置許可を取得している場合かつ、
- ・環境省令で定める廃棄物を処理する場合
⇒当該一般廃棄物を処理するにあたり、一般廃棄物処理施設設置許可を要せず、都道府県知事への届出で足りることとしている。

※産業廃棄物処理施設について、政令で定めるものについては、設置にあたり都道府県知事の許可が必要。(15条1項)

（産業廃棄物処理施設の転用）
法第15条の2の5の特例

（一般廃棄物処理施設としての）
事前の届出

（都道府県知事）
受理書の交付

（一般廃棄物処理施設としての）
使用開始

一般廃棄物処理施設としての使用開始の30日前までに提出(規則)

**【災害の特例】非常災害のために必要な応急措置の場合は、
処理開始後の届出で可（2項）**

廃棄物処理法施行規則の一部を改正する省令（令和2年7月16日公布）

本特例の概要

近年、非常災害が毎年のように全国各地で頻発し災害廃棄物が大量に発生・産業廃棄物として排出される性状も多い

⇒適正かつ迅速に処理するため、既存の産業廃棄物処理施設を活用し、当該施設において、災害に起因して発生した廃棄物を事後届出により処理することができることとする。

従前の運用

これまでは、当該産業廃棄物処理施設において処理可能な一般廃棄物については、当該施設が有する廃掃法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物と同一種類のものに限定。

→特に、本特例が活用可能な産廃施設の種類の、当該施設で処理可能な一般廃棄物の種類が限定的に列挙されていた（廃掃法施行規則第12条の7の16第1項）。

- ・廃プラ類の破碎施設であれば、廃プラ類。
- ・木くずの破碎施設であれば、木くず。

など、限定的に列挙

特例省令での対応

災害により、既存の産業廃棄物処理施設で処理が必要な施設について自治体に要望を調査し、要望があった場合には、災害毎に特例省令を制定。

→特例省令の制定により、産業廃棄物安定型最終処分場が活用できるようになったほか、次に掲げる中間処理施設においても、一廃の処理が可能となった。

- ・汚泥の脱水・乾燥・焼却施設であれば、汚泥。
- ・廃油の油水分離・焼却施設であれば、廃油。
- ・廃酸又は廃アルカリの中和・焼却施設であれば、廃酸又は廃アルカリ。

など、特例的に処理可能な施設と一廃の種類を拡大

本改正省令の趣旨

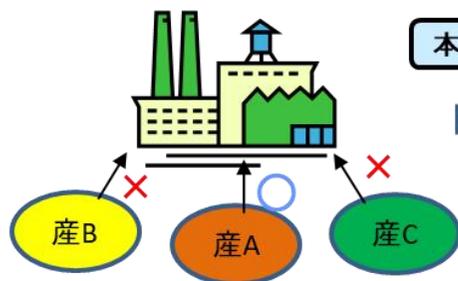
自治体に調査することなく、産廃施設において処理する産廃と同様の性状を有する（産廃施設の設置許可に係る産廃と同一の種類に限らず）災害廃棄物を事後届出により処理することができるという制度を恒久化。

廃棄物処理法施行規則の一部を改正する省令（令和2年7月16日公布）

中間処理

平時

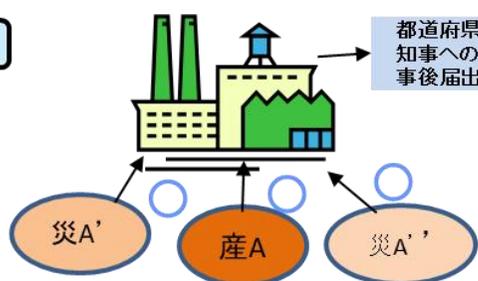
既存の産廃施設



本改正

災害時

既存の産廃施設

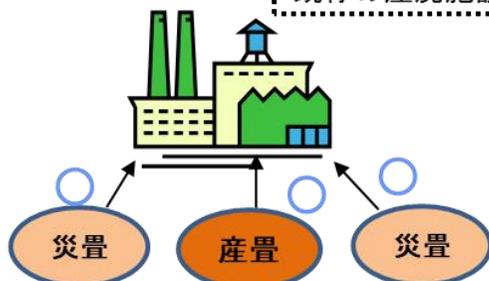


平時において、産廃Aの処理施設として設置許可を受けている場合、業の許可を持っていない産廃B・Cについては処理不可。

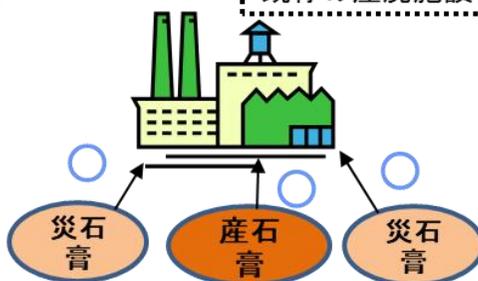
普段は産廃として処理している産廃Aと同様の性状を有する災害廃棄物A'や災害廃棄物A''（**設置許可は不要**）についても処理可能。

例

既存の産廃施設



既存の産廃施設

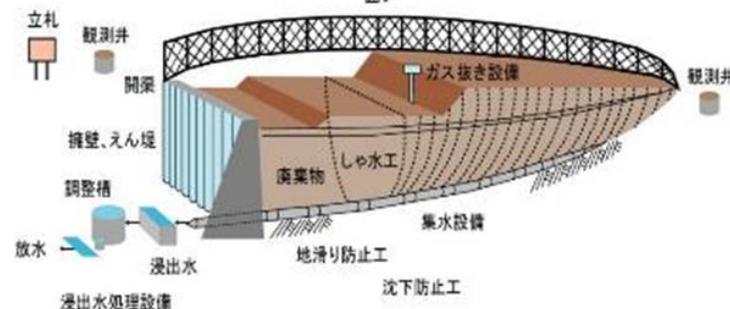


- ・平時から産廃たる畳を処理→災廃たる畳
 - ・平時から産廃たる廃石膏ボードを処理→災廃たる廃石膏ボード
- これらが**同様の性状**だと判断されれば処理可能

最終処分

管理型最終処分場

通常時から届出があれば一般廃棄物の処理も可

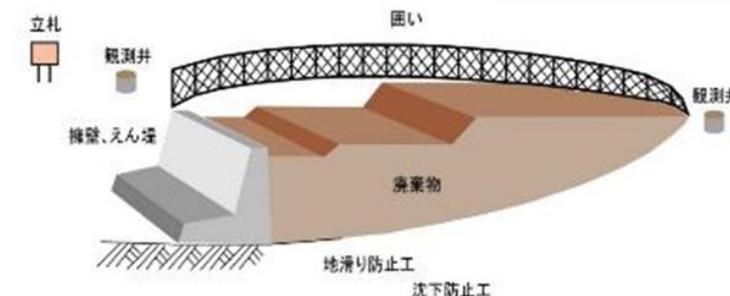


- **公共の水域、地下水を汚染するおそれのある廃棄物を処理**【汚泥、燃えがら、ばいじん等(有害な廃棄物を除く)、木くず、動植物性残さ】
- しゃ水工、浸出水処理設備等が必要

本改正

安定型最終処分場

災害時



- **汚染のない廃棄物を処理（安定型産業廃棄物）**【廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類(廃ブラウン管等を除く)】
- しゃ水工、浸出水処理設備等が不要

災害廃棄物処理に係る再委託の特例（施行令第4条第3号）

特例の内容

○市町村は、非常災害時においては、規則第1条の7の6に定める要件（再委託基準）に従って、処理の再委託ができるとするもの。

再委託基準

- ①日常生活に伴って生じたごみ、し尿その他の一般廃棄物の収集、運搬、処分又再生を委託しないこと。
- ②受託者が市町村からの受託業務を委託する者（以下「再受託者」という。）が次のいずれにも該当すること。
 - （イ）当該受託者から委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること。
 - （ロ）廃棄物処理法第7条第5項第4号イからヌまで（いわゆる欠格要件）のいずれにも該当しないこと。
 - （ハ）自ら当該受託者から委託を受ける業務を実施すること。
- （二）市町村と当該受託者との間の委託契約（以下「一次委託契約」という。）に係る契約書に、当該受託者が一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生を委託しようとする者として記載されていること。
- ③ 再受託者に委託する業務に係る委託料が当該業務を遂行するに足りる額であること。
- ④ 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。
- ⑤ 当該委託に係る一般廃棄物の適正な処理が確保されるよう、再受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

特例による効果

○多量の業務が発生する非常災害時において、災害廃棄物処理の委託が代表1者との契約で可能となり、市町村の事務量の大幅な軽減となる。

該当条文一覧

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

（非常災害により生じた廃棄物の処理の原則）

第二条の三 非常災害により生じた廃棄物は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならない。

2 非常災害により生じた廃棄物は、当該廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ、その円滑かつ迅速な処理を確保するとともに、将来にわたって生ずる廃棄物の適正な処理を確保するため、分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならない。

（非常災害時における連携及び協力の確保）

第四条の二 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の三に定める処理の原則にのっとり、非常災害時における廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

該当条文一覧

(基本方針)

第五条の二 環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～二 (略)

三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項

四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項

五 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策の推進を図るために必要な事項

六 (略)

3～4 (略)

(都道府県廃棄物処理計画)

第五条の五 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 (略)

二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項

三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項

四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項

五 非常災害時における前三号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

3～4 (略)

該当条文一覧

(市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例)

第九条の三の二 市町村は、非常災害が発生した場合に非常災害により生ずる廃棄物の処分を行うために設置する必要があると認める一般廃棄物処理施設について、一般廃棄物処理計画に定め、又はこれを変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に協議し、その同意を得ることができる。

2 市町村が前項の同意に係る一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合における前条の規定の適用については、同条第九項中「第二項及び第三項の規定は」とあるのは「第二項の規定は、」と、「第四項の規定は前項の規定による届出をした市町村について準用する」とあるのは「準用する」と、「第四項中「一般廃棄物処理施設を設置してはならない」とあるのは「第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしてはならない」と読み替える」とあるのは「読み替える」とし、同条第三項及び第四項の規定は、適用しない。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

(一般廃棄物処理施設の許可)

第八条 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設で政令で定めるもの（以下単に「ごみ処理施設」という。）、し尿処理施設（浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。）及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者（第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。）は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 一般廃棄物処理施設の設置の場所
- 三 一般廃棄物処理施設の種類
- 四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
- 五 一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- 六 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- 七 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
- 八 一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、災害防止のための計画
- 九 その他環境省令で定める事項

3～6 (略)

該当条文一覧

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令】

（法第九条の三第二項等の政令で定める事項）

第五条の六 法第九条の三第二項（同条第九項（法第九条の三の二第二項の規定により読み替えて適用する場合及び法第九条の三の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。第一号において同じ。）の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第九条の三第二項の規定による同条第一項に規定する調査の結果を記載した書類の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設の種類
- 二 法第九条の三第一項に規定する調査の結果を記載した書類の縦覧の場所及び期間
- 三 一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者が生活環境の保全上の見地から提出する意見書の提出先及び提出期限
- 四 その他法第九条の三第一項に規定する法第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たつて必要な事項

該当条文一覧

(非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例)

- 第九条の三の三 市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者は、当該処分を行うための一般廃棄物処理施設（一般廃棄物の最終処分場であるものを除く。）を設置しようとするときは、第八条第一項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、同条第二項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出をしようとする者は、同項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たっては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、前項に規定する調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供さなければならない。この場合において、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、政令で定める事項について条例で定めるところにより、当該届出をしようとする者に対し、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。
- 3 第九条の三第三項から第十項まで及び第十二項の規定は第一項の規定による届出について、第九条第三項の規定は当該届出をした者について準用する。この場合において、第九条の三第三項、第四項、第八項及び第九項中「市町村」とあるのは「非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者」と、同項中「第二項及び」とあるのは「第九条の三の三第二項の規定及び」と、「第二項中」とあるのは「同条第二項中「前項の」とあるのは「次項において準用する第九条の三第八項の」と、「と」と、第九条第三項中「第一項ただし書」とあるのは「第九条の三の三第三項において準用する第九条の三第八項」と、「同条第二項第一号」とあるのは「第八条第二項第一号」と、「当該許可」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

該当条文一覧

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

（一般廃棄物処理施設の許可）

第八条 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設で政令で定めるもの（以下単に「ごみ処理施設」という。）、し尿処理施設（浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。）及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者（第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。）は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 一般廃棄物処理施設の設置の場所

三 一般廃棄物処理施設の種類

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

五 一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）

六 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画

七 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

八 一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、災害防止のための計画

九 その他環境省令で定める事項

3～6 （略）

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令】

（法第九条の三の三第二項等の政令で定める事項）

第五条の六の二 法第九条の三の三第二項前段（同条第三項において読み替えて準用する法第九条の三第九項において読み替えて準用する場合を含む。）の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第九条の三の三第二項（同条第三項において読み替えて準用する法第九条の三第九項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による法第九条の三の三第一項に規定する調査の結果を記載した書類の公衆への縦覧の対象となる一般廃棄物処理施設の種類の種類

二 法第九条の三の三第一項に規定する調査の結果を記載した書類の縦覧の場所及び期間

三 その他法第九条の三の三第一項に規定する法第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たつて必要な事項

2 法第九条の三の三第二項後段の政令で定める事項は、一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者が生活環境の保全上の見地から提出する意見書の提出先及び提出期限とする。

該当条文一覧

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例)

第十五条の二の五 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものをその処理施設において処理する場合において、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その処理施設において処理する一般廃棄物の種類その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出たときは、第八条第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けずに、その処理施設を当該一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設として設置することができる。

2 前項に規定する場合において、非常災害のために必要な応急措置として同項の廃棄物を処理するときは、同項の規定にかかわらず、その処理を開始した後、遅滞なく、その旨及び同項に規定する事項を届け出ることをもつて足りる。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則】

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象となる一般廃棄物)

第十二条の七の十六 法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類のうち、当該各号に定める一般廃棄物（当該産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）とする。

一～六 (略)

2 非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた廃棄物を処理するときは、法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物は、前項の規定にかかわらず、令第七条各号に掲げる産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物とする。

3 (略)

該当条文一覧

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則】

（産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出）

第十二条の七の十七 法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
 - 三 産業廃棄物処理施設の種類
 - 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該施設が前条第一項第四号の二に掲げる施設である場合にあつては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨）
 - 五 産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号
 - 六 産業廃棄物処理施設の処理能力（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所（既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）の面積及び残余の埋立容量）
 - 七 法第十五条の二第四項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に付された条件
 - 八 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量（当該施設が前条第一項第四号の二に掲げる施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物の処理量を含み、当該施設が前条第一項第五号の二又は第六号に掲げる施設（水銀処理物に係るものに限る。）である場合にあつては、水銀処理物の処理量を含む。）の見込み
 - 九 前条第二項の場合にあつては、非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域
- 2 法第十五条の二の五第一項の規定による届出は、当該届出に係る一般廃棄物の処理を開始する日の三十日前までに、前項に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。ただし、都道府県知事がこれによることが困難な特別の事情があると認める場合には、この限りでない。
- 3～5 （略）

該当条文一覧

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令】

（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準）

第四条 法第六条の二第二項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。

一 受託者が受託業務（非常災害時において当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。）を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。

二 （略）

三 受託者が自ら又は非常災害時において環境省令で定める基準に従つて他人に委託して受託業務を実施する者であること。

四～八 （略）

九 第七号の規定に基づき指定された一般廃棄物の処分又は再生の場所（広域臨海環境整備センター法第二条第一項に規定する広域処理場を除く。）が当該処分又は再生を委託した市町村以外の市町村の区域内にあるときは、次によること。

イ 当該処分又は再生の場所がその区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ、次の事項を通知すること。

（1） （略）

（2） 受託者（非常災害時において当該受託者が受託した一般廃棄物の処分又は再生を他人に委託して実施する場合にあつては、当該受託者及び当該処分又は再生を委託しようとする者）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（3） ・ （4） （略）

ロ （略）

該当条文一覧

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

（市町村の処理等）

第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。第七条第三項、第五項第四号ニからへまで及び第八項、第七条の三第一号、第七条の四第一項第五号、第八条の二第六項、第九条第二項、第九条の二第二項、第九条の二の二第一項第二号及び第三項、第九条の三第十二項（第九条の三の三第三項において準用する場合を含む。）、第十三条の十一第一項第三号、第十四条第三項及び第八項、第十四条の三の二第一項第五号、第十四条の四第三項及び第八項、第十五条の三第一項第二号、第十五条の十二、第十五条の十五第一項第三号、第十六条の二第二号、第十六条の三第二号、第二十三条の三第二項、第二十四条の二第二項並びに附則第二条第二項を除き、以下同じ。）しなければならない。

2 市町村が行うべき一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

3～7 （略）

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則】

（受託者が他人に委託して一般廃棄物の収集、運搬、処分等を行う場合の基準）

第一条の七の六 令第四条第三号の規定により非常災害時において受託者が受託業務を他人に委託して実施する場合の基準は、次のとおりとする。

- 一 日常生活に伴つて生じたごみ、し尿その他の一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生を委託しないこと。
- 二 受託者が受託業務を委託する者（次号及び第五号において「再受託者」という。）が次のいずれにも該当すること。
 - イ 当該受託者から委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること。
 - ロ 法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
 - ハ 自ら当該受託者から委託を受ける業務を実施すること。
- ニ 市町村と当該受託者との間の委託契約に係る契約書に、当該受託者が一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生を委託しようとする者として記載されていること。
- 三 再受託者に委託する業務に係る委託料が当該業務を遂行するに足りる額であること。
- 四 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。
- 五 当該委託に係る一般廃棄物の適正な処理が確保されるよう、再受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

第2章 これまでの災害廃棄物対策の進捗と課題

2-2 東日本大震災以降の災害に対する対応

これまでの大規模災害における災害廃棄物の発生量及び処理期間

(特定非常災害に指定された災害の一覧)

災害名	災害の種別	発生年月	建物被害										災害廃棄物量 [万トン]	処理期間	
			損壊家屋数 [棟]							小計	非住家				計
			全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	焼損	公共建物		その他				
東日本大震災 ^(※1)	地震・津波	H23年 3月	122,005	283,156	749,732	1,489	9,786		1,166,168	14,527 (※9)	93,869 (※9)	1,274,564	3,100 (津波堆積物 1,100を含む)	約3年 (福島県を除く)	
阪神・淡路大震災 ^(※2)	地震	H7年 1月	104,906	144,274	390,506				647,260	1,579	40,917	689,756	1,500	約3年	
令和6年能登半島地震 ^(※3)	地震 水害	R6年 1月,9月	6,461	23,336	125,929	6	19		155,751	443	37,335	193,529	422 ^(※11)	約2年	
平成28年熊本地震 ^(※4) (熊本県)	地震	H28年 4月	8,657	34,491	155,095				198,243	467	12,918	211,628	311	約2年	
平成30年7月豪雨 (西日本豪雨) ^(※5) (岡山県,広島県,愛媛県)	水害	H30年 7月	6,603	10,012	3,457	5,011	13,737	火災 (15件)	38,835	623 (※10)	4,590 (※10)	44,048	190 ^(※12)	約2年	
令和元年台風19号 (東日本台風) ^(※6)	水害	R1年 9~10月	3,650	33,951	107,717	8,256	23,010		176,584	187	13,784	190,555	109 ^(※13)	約2.5年	
新潟県中越地震 ^(※7)	地震	H16年 10月	3,175	13,810	105,682				122,667			122,667	60	約3年	
令和2年7月豪雨 ^(※8)	水害	R2年 7月	1,627	4,535	2,116	1,741	6,266		16,285			16,285	42 ^(※14)	約2.5年	

(※1) 消防庁災害情報の合計 (令和3年3月9日時点)

(※2) 消防庁災害情報の合計 (平成18年5月19日時点)

(※3) 消防庁災害情報の合計 (令和7年1月28日時点)

(※4) 内閣府防災被害報告の合計 (平成31年4月12日時点)

(※5) 主要被災3県の公表値の合計 (平成31年1月9日時点)

(※6) 内閣府防災被害報告の合計 (令和2年4月10日時点)

(※7) 内閣府防災被害報告の合計 (平成21年10月27日時点)

(※8) 消防庁災害情報の合計 (令和3年11月26日時点)

(※9) 消防庁災害情報の合計 (令和6年3月8日時点)

(※10) 消防庁災害情報の合計 (令和元年8月20日時点)

(※11) 主要被災3県(石川県・富山県・新潟県)の推計値合計

石川県: 公費解体加速化プラン (令和7年1月31日改定)

富山県: 富山県災害廃棄物処理実行計画 (令和6年5月24日策定)

新潟県: 新潟県からの辞退提供に基づき (令和6年12月末時点)

(※12) 主要被災3県の合計 (令和3年3月時点)

(※13) 被災自治体からの報告の合計 (令和4年3月末時点)

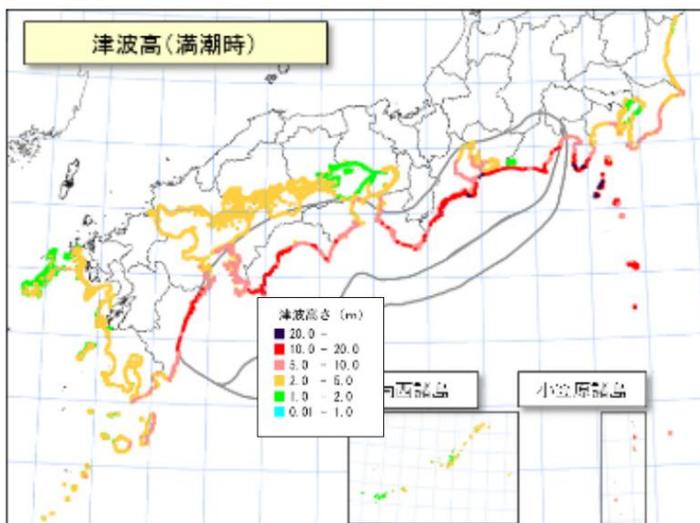
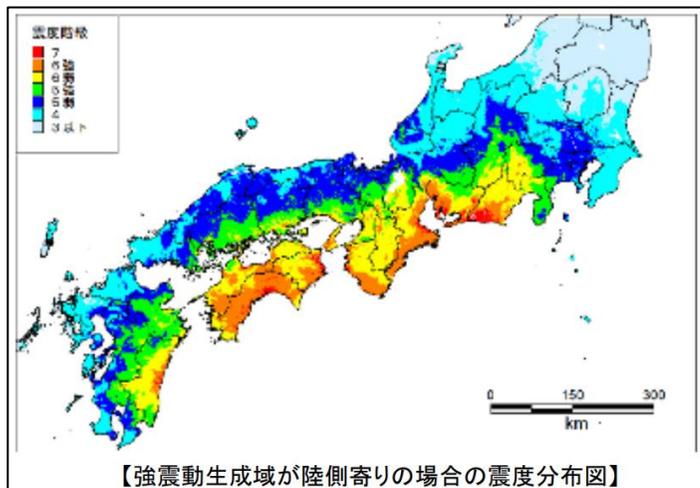
(※14) 被災自治体からの報告の合計 (令和5年2月末時点) 土砂混じりかきを含む

第2章 これまでの災害廃棄物対策の進捗と課題

2-3 巨大地震や集中豪雨等への これまでの検討状況と課題

南海トラフ地震の概要

南海トラフ地震の被害想定



- **発生確率**
 - ・ 30年以内の発生確率70～80%

- **最大震度、津波高**
 - ・ 震度7 (127市町村)
 - ・ 津波高10m以上 (79市町村)

- **死者数 (冬・深夜)**
 - ・ 最大 約32.3万人

- **被害棟数※1**
 - ・ 全壊、半壊 約379.7万棟
 - ・ 床上、床下浸水 約 25.4万世帯

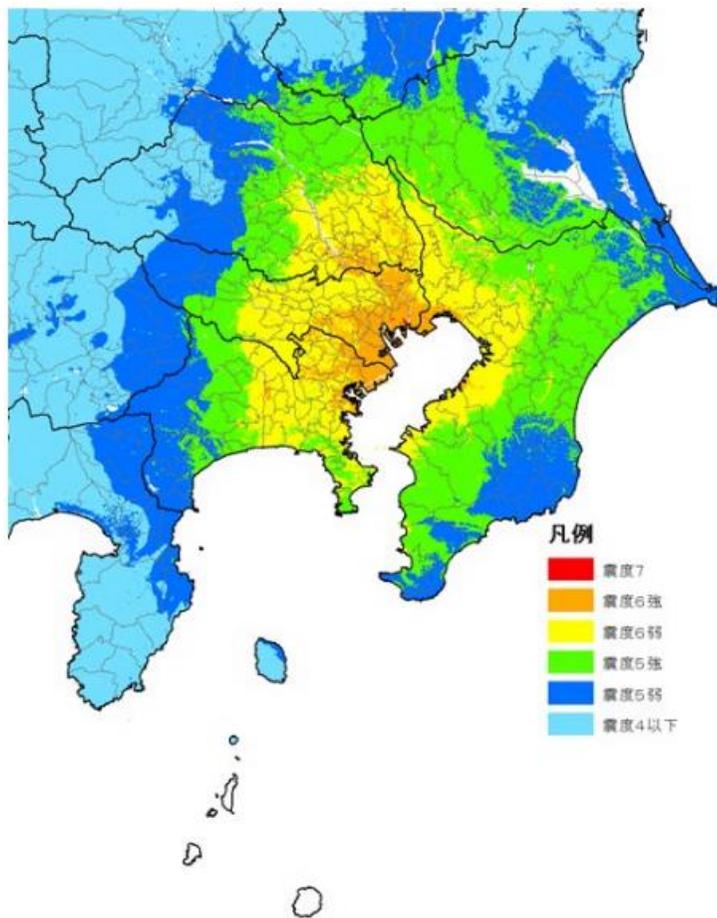
(住家・非住家の区分無し)

※1：環境省資料出典

- **経済的被害**
 - ・ 資産等の被害 : 約169.5兆円
 - ・ 経済活動への被害 : 約 44.7兆円

首都直下地震の概要

首都直下地震の被害想定



震度分布(都心南部直下地震)

- **発生確率**
 - ・ 30年以内の発生確率70%
- **最大震度、津波高**
 - ・ 震度7
 - ・ 津波高1 m以下
- **死者数(冬・夕方)**
 - ・ 最大 約2.3万人
- **全壊焼失棟数(冬・夕方)**
 - ・ 最大 約61万棟

(住家・非住家の区分無し)
- **経済的被害**
 - ・ 資産等の被害 : 約47.4兆円
 - ・ 経済活動への被害 : 約47.9兆円

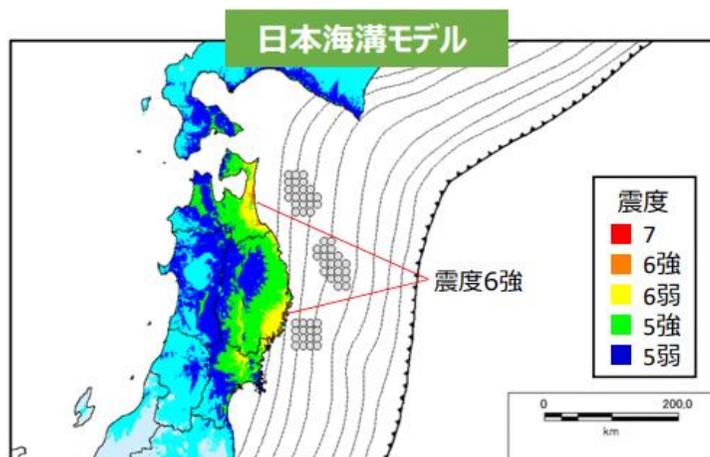
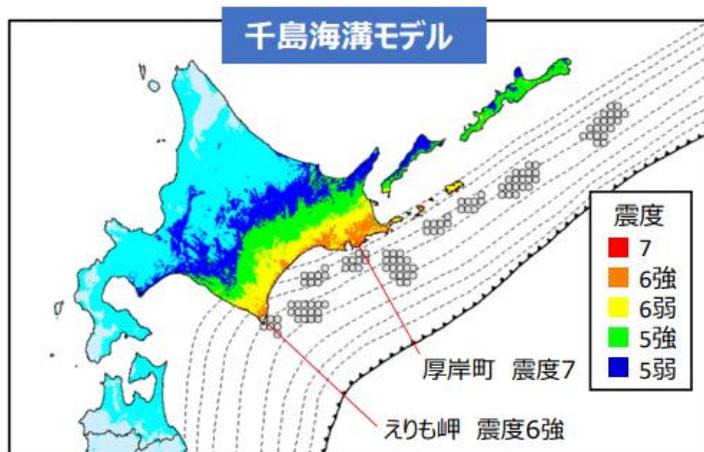
※都心南部直下地震の数値を記載

※内閣府防災「首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)(平成25年12月)」

「(現行)首都直下地震に係る被害想定と首都直下地震緊急対策推進基本計画等(令和5年12月20日)」より引用

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の概要

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の被害想定



- **発生確率**
 - ・ 30年以内の発生確率 7～40% (千島海溝沿い)

千島海溝モデル

- **最大震度、津波高**
 - ・ 震度 7
 - ・ 津波高 約28m

日本海溝モデル

- ・ 震度 6強
- ・ 津波高 約30m

- **死者数 (冬・深夜)**
 - ・ 最大 約10.0万人

- ・ 最大 約19.9万人

- **全壊焼失棟数 (冬・夕方)** (住家・非住家の区分無し)
 - ・ 最大 約8.4万棟

- ・ 最大 約22万棟

- **経済的被害**
 - ・ 資産等の被害
約12.7兆円
 - ・ 経済活動への被害
約 4.0兆円

- 約25.3兆円
- 約 6.0兆円

※内閣府防災「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書 説明資料 (令和4年3月22日)」

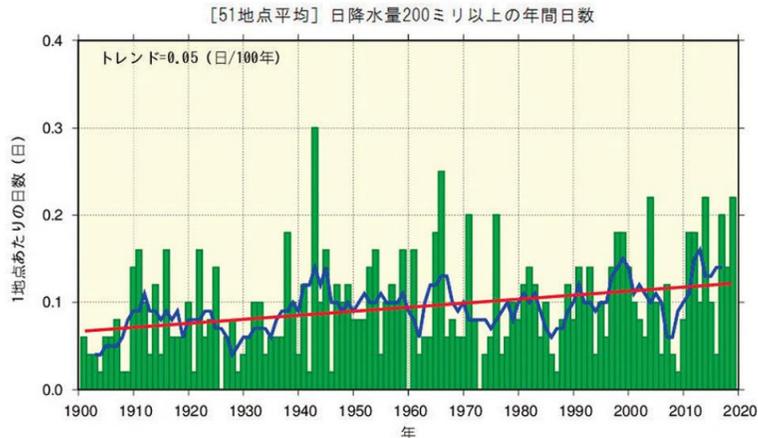
「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について【定量的な被害量】 (令和3年12月21日)」より引用

豪雨災害の概要

- 気象庁の観測データによると、**日降水量200ミリ以上の大雨※を観測した日数は増加傾向**（左下図）
- 気象庁が実施した将来予測においても、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出が高いレベルで続いた場合の今世紀末のシミュレーションでは、ほぼすべての地域及び季節において**日降水量が200ミリ以上の大雨や、1時間当たり50ミリ以上の短時間の強い雨の頻度が増加し**、ともに全国平均では**20世紀末の2倍以上**になるという結果が得られており、**今後更なる大雨リスクの増加が懸念**される。（右下図）

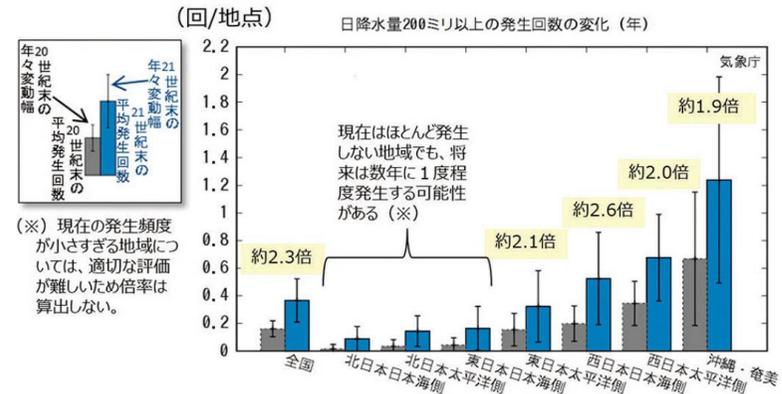
※日降水量200ミリ：東京の平年の9月ひと月分の降水量に相当

日降水量 200 ミリ以上の年間日数の変化



棒グラフ(緑)は1地点当たりの各年の日降水量200ミリ以上の年間日数。年ごと、あるいは青線(5年移動平均)で示される数年ごとの変動を繰り返しながらも、赤線で示されるように長期的に大雨の頻度は増加している。

日降水量 200 ミリ以上の大雨の年間発生回数の変化（二酸化炭素の排出が高いレベルで続く場合）



青い棒グラフは将来(2076～2095年の平均)における、灰色の棒グラフは現在(1980～1999年の平均)における、それぞれの日降水量200ミリ以上の大雨の年間発生回数(1地点あたり)を示している。細い縦棒はそれぞれの期間の年ごとの変動の幅を示している。

政府全体での検討状況

これらの災害は、東日本大震災（災害廃棄物発生量：3,100万トン）を大きく上回る大量の災害廃棄物が発生する可能性があり、平時の備えとしてこれらの規模を想定した災害廃棄物対策を行う必要がある

南海トラフ

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
(R3.5 改正)

南海トラフ地震防災対策推進基本計画
(中央防災会議 R3.5 改)

被害想定
(内閣府防災 R元.6)

◇災害廃棄物発生量推計
(津波堆積物含む)

2億2千万トン

出典:令和3年度災害廃棄物対策推進検討会

◇災害廃棄物処理計画策定率
目標値
令和7年度60%
(全国の全市区町村)

首都直下

首都直下地震対策特別措置法
(H30 改正)

首都直下地震緊急対策推進基本計画
(中央防災会議 H27.3)

首都直下地震の被害想定と対策について
(内閣府防災 H25.12)

◇災害廃棄物発生量推計
(火災による消失被害含む)

1億1千万トン

出典:「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて 中間取りまとめ」
H26.3 環境省

◇災害廃棄物処理計画策定率
目標値
100%に近づける
(1都3県の全市町村)

日本海溝・千島海溝

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (R4.6 改正)

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画
(中央防災会議 R4. 改定予定)

被害想定
(内閣府防災 R3.12)

◇災害廃棄物発生量推計
(火災による消失被害、津波堆積物含む)

日本海溝モデル **7,400万トン**

千島海溝モデル **4,000万トン**

出典:令和6年度災害廃棄物対策推進検討会

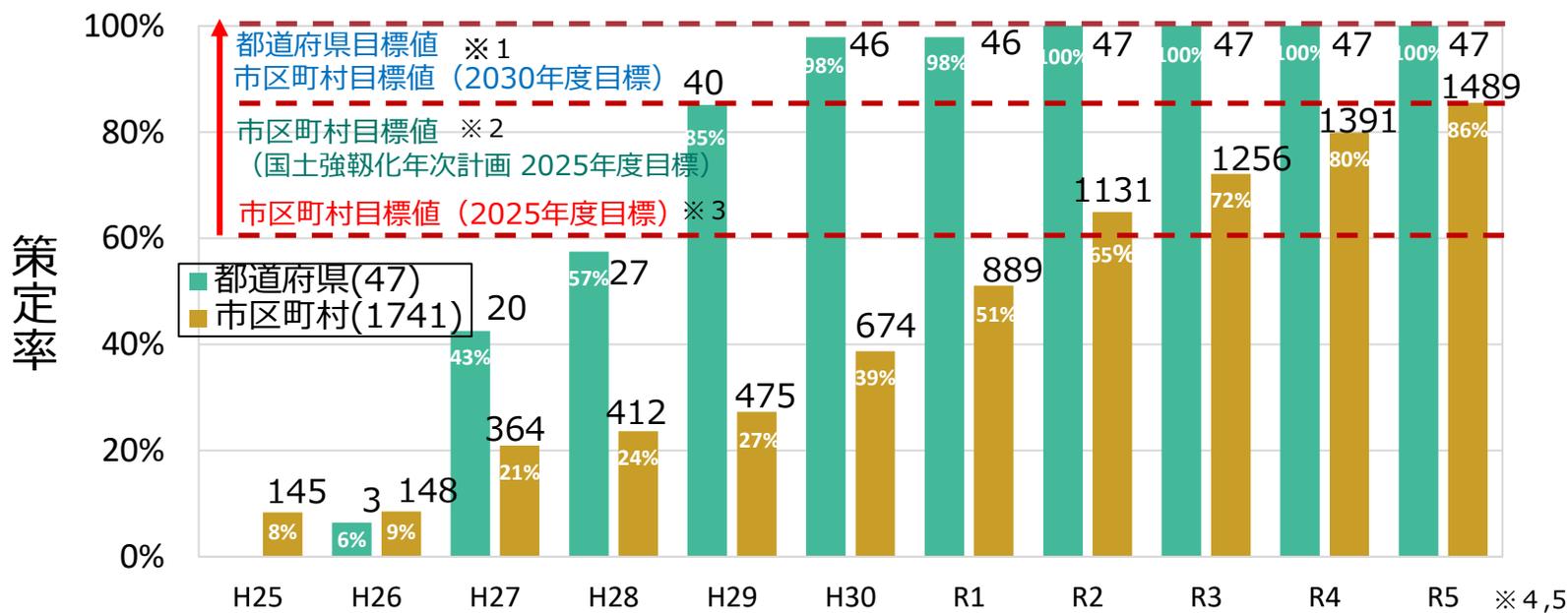
◇災害廃棄物処理計画策定率
目標値
令和7年度70%に近づける
(推進地域の市町村)

第3章 今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた 更なる対策の方向性と取組事項

3-1 自治体における災害廃棄物処理計画等及び 災害支援協定の充実

災害廃棄物処理計画の策定状況

- 市区町村の処理計画策定率は年々上昇している。
- 市区町村の策定率が当初目標の60%を超えたことから、国土強靱化年次計画にて令和7年度85%と目標を見直した。また、第5次循環型社会形成推進基本計画にて令和12年度100%の目標を設定。新目標の達成に向けて自治体への支援を促進している。



※1. 第5次循環型社会形成推進基本計画に基づく2030年度目標（都道府県：100% 市区町村：100%）

※2. 国土強靱化年次計画2023に基づく2025年度目標（市区町村：85%）

※3. 第4次循環型社会形成推進基本計画に基づく2025年度目標（都道府県：100% 市区町村：60%）

※4. 平成25年度以前は市町村の策定率のみ調査を実施 ※5. データの取得時点は各年度末

今後の 施策課題

- 未策定自治体における計画策定促進
- 策定済み自治体における必要に応じた実効性のある計画への改訂促進

自治体の災害廃棄物対応の振り返り

災害廃棄物処理計画未策定の自治体

令和5年度の災害において比較的大きな被害を受けた自治体及び令和6年能登半島地震で甚大な被害を受けた石川県内の自治体においては、いずれも処理計画を策定済みであった。

処理計画未策定の自治体のうち、約9割が人口3万人未満の自治体であり、マンパワー不足や専門知識の不足により※1処理計画策定が進まない実態がある。また、北海道、東北ブロックの策定率は、全体平均の85%を下回っている状況にあり、特に、南海トラフ巨大地震及び日本海溝・千島海溝周辺型海溝型地震の防災対策推進地域を中心に、早急に処理計画策定を進める必要がある。※2

※1 一般廃棄物処理事業実態調査より

※2 処理計画策定状況に関する詳細については、参考資料を参照

災害廃棄物処理計画策定済みの自治体

処理計画策定済みの自治体では、処理計画に基づき、県有地を活用して仮置場を開設し災害廃棄物の受入れが行われた。

一方で、令和5年度の災害において、某市では街中に排出された災害廃棄物の収集について、処理計画では県や近隣市町村への支援要請が考慮されており、民間事業者の活用には触れられていなかった。そうした自治体では、発災時に民間事業者による収集開始まで時間を要し、街中に災害廃棄物が滞留した。

- 仮置場設置等の初動対応を迅速に行うため、事前に処理計画を策定しておくことが重要である。
- 加えて、初動時に対応が滞る事項について盛り込み、より実効性の高い処理計画に見直していくとともに、自治体内で発災時に速やかに対応できるよう訓練や研修等による実践力の向上が必要である。

災害支援協定締結

	2022年度	2021年度	2020年度
災害廃棄物処理に関する民間事業者との協定締結の割合	市町村 62%	市町村 60%	市町村 55%

※ 災害時の廃棄物及びし尿の処理について民間事業者との協定のある市区町村の割合（非公開含む）

支援策

- 民間事業者団体等との災害支援協定に「仮置場の管理・運営」を明示しておくことで実際に効果のあった優良事例を「災害廃棄物対策グッドプラクティス集」に掲載した。引き続き、地方環境事務所や都道府県の研修等において、周知する。

目次

市町村	掲載頁	モデル事業年度・ブロック	被災年	災害種別	事例キーワード								
					仮置場	関係機関協力	災害報告書等	処理困難物	住民広報	協定締結	人材バンク		
1	北海道中札内村	4	令和2年・北海道	令和3年	暴風	●							
2	青森県むつ市	5	平成30年・東北	令和3年	水害	●							
3	岩手県一関市	6	令和元年・東北	令和4年	地震	●		●		●			
4	新潟県村上市	8	令和2年・関東	令和4年	水害	●	●				●	●	
5	栃木県那須烏山市	10	令和元年・関東	令和元年	水害	●	●						
6	栃木県足利市	11	令和元年・関東	令和元年	水害	●							
7	東京都八王子市	12	平成27年・関東	令和元年	水害		●						
8	埼玉県鳩山町	14	令和3年・関東	令和4年	水害	●	●			●			
9	静岡県島田市	17	令和3年・関東	令和4年	水害	●	●			●			
10	長野県佐久市	20	令和元年・中部	令和元年	水害	●	●				●		
11	長野県岡谷市	22	令和3年・中部	令和3年	水害			●					
12	長野県佐久穂町	23	令和元年・中部	令和元年	水害	●							
13	石川県小松市	24	令和3年・中部	令和4年	水害	●	●			●	●		
14	石川県能美市	27	令和元年・中部	令和4年	水害	●							
15	石川県白山市	28	令和元年・中部	令和4年	水害	●					●		
16	福井県南越前町	29	令和2年・中部	令和4年	水害	●	●					●	
17	和歌山県かつらぎ町	32	令和3年・近畿	平成29年	水害					●			
18	広島県広島市	35	令和2年・中国	令和3年	水害		●	●					
19	福岡県北九州市	36	平成29年・九州	平成30年	水害		●		●		●		
20	宮崎県新富町	38	令和3年・九州	令和4年	水害	●	●				●		

3

4 新潟県村上市【風水害：令和4年8月3日からの大雨】

②庁内理解の促進

事業内容 ・モデル事業では、廃棄物担当部署内だけでなく、**庁内の関係部署（防災関係、福祉関係、財政関係、上下水道関係）との意見交換**を行うプログラムであったため、モデル事業期間中に仮置場候補地選定などに対して事前に庁内に周知。

被災時発揮効果 ・事前に庁内の周知をしていたために**関係部署の理解が進み**円滑な対応を実現。

③協定締結活用を含めた関係機関との連携

事業内容 ・モデル事業を通じて、**協定等の情報を事前に整理**。

被災時発揮効果 ・仮置場の運営は、**市内の建設業者と廃棄物処理業者に委託**し、収集運搬や選別作業については、**県の応援協定を活用**して新潟県環境整備事業協同組合及び新潟県建設業協会からも協力を得た。
・仮置場の管理は、廃棄物担当課（環境課）職員が必ず1名以上駐在し、開設当初は警備員も配置。
・災害廃棄物の処理は、市の処理施設の他、**県の応援協定を活用**して対応。

④人材バンク制度の活用

・令和元年台風第15号で被災した千葉県館山市と鋸南町から**壊家屋撤去の事務手続き等**に関して支援を受ける。



写真：仮置場からの搬出状況
出典：環境省撮影



写真：村上市、関川村の支援を行う
出典：館山市提供 館山市、鋸南町職員

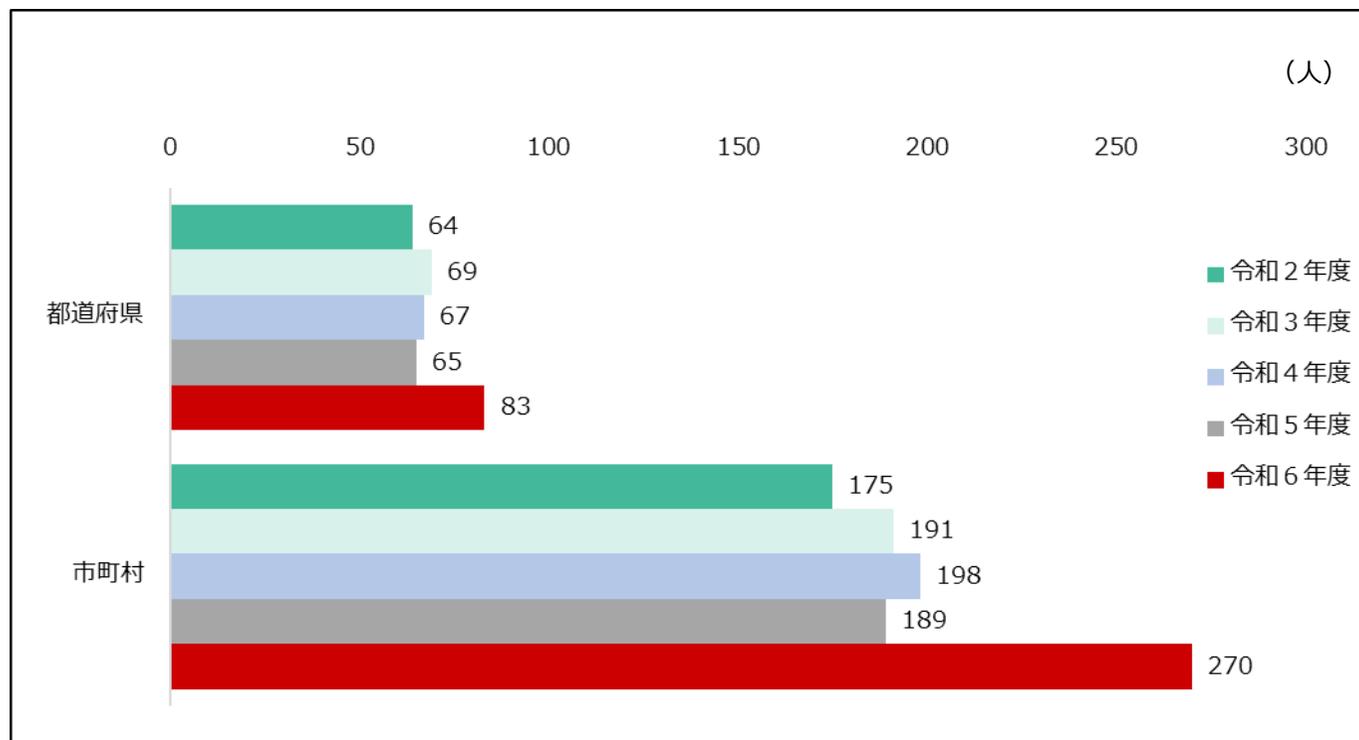
9

**第3章 今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた
更なる対策の方向性と取組事項**

**3-5 発災後の初動期における災害廃棄物処理
体制の早期確立**

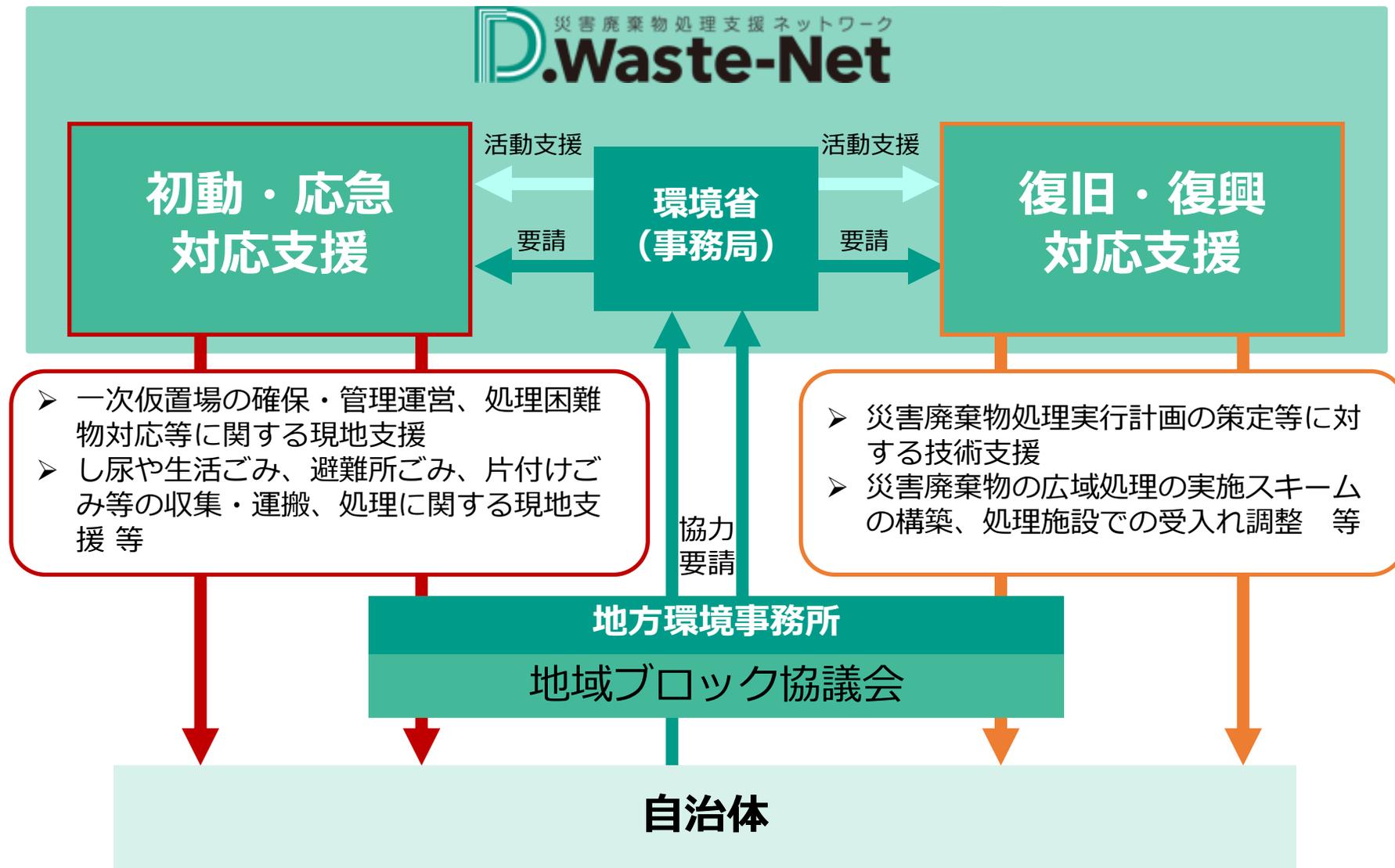
災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の登録状況

- 令和5年度当初の支援員の登録数は、都道府県・市町村ともに令和4年度より減少していた。能登半島地震の発災後、環境省から働きかけを行い、令和7年2月末時点では計353名に増加した。
- 災害時に被災自治体のニーズに応じた支援を迅速に行えるよう、引き続き支援員の質・量の確保が重要である。



人材バンク支援員登録数の推移

災害廃棄物処理支援ネットワーク支援の仕組み



災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）のメンバー及び活動実績

メンバー（令和6年10月時点）（五十音順）

活動実績

初動・応急対応	復旧・復興対応
（１）研究・専門機関 （研究機関・学会） <ul style="list-style-type: none"> ○（国研）国立環境研究所 ○（一社）廃棄物資源循環学会 ○（公財）廃棄物・3R研究財団 （専門機関） <ul style="list-style-type: none"> ○（一財）日本環境衛生センター ○（公社）日本ペストコントロール協会 ○（公社）におい・かおり環境協会 ○（公財）自動車リサイクル促進センター （２）一般廃棄物関係団体 （自治体） <ul style="list-style-type: none"> ○（公社）全国都市清掃会議 （民間） <ul style="list-style-type: none"> ○全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会 ○全国環境整備事業協同組合連合会 ○（一社）全国清掃事業連合会 ○（一社）日本環境保全協会 	（１）研究・専門機関 （研究機関・学会） <ul style="list-style-type: none"> ○（国研）国立環境研究所 ○（公社）地盤工学会 ○（一社）廃棄物資源循環学会 （専門機関） <ul style="list-style-type: none"> ○（一財）日本環境衛生センター （２）廃棄物処理関係団体 <ul style="list-style-type: none"> ○（一社）環境衛生施設維持管理業協会 ○（一社）持続可能社会推進コンサルタント協会 ○（一社）セメント協会 ○（公社）全国産業資源循環連合会 ○（一社）泥土リサイクル協会 ○（一社）日本環境衛生施設工業会 ○（一社）日本災害対応システムズ （３）建設業関係団体 <ul style="list-style-type: none"> ○（公社）全国解体工事業団体連合会 ○（一社）日本建設業連合会 （４）輸送等関係団体 <ul style="list-style-type: none"> ○日本貨物鉄道株式会社 ○日本内航海運組合総連合会 ○リサイクルポート推進協議会

発生年月	災害名
平成27年9月	平成27年9月関東・東北豪雨
平成28年4月	平成28年熊本地震
平成28年9月	平成28年台風第9,10,11号
平成28年10月	平成28年鳥取中部地震
平成28年12月	平成28年糸魚川市大規模火災
平成29年7月	平成29年7月九州北部豪雨
平成30年6月	平成30年大阪府北部地震
平成30年7月	平成30年7月豪雨
平成30年9月	平成30年北海道胆振東部地震
令和元年8月	令和元年8月の前線に伴う大雨
令和元年9月	令和元年台風第15号
令和元年10月	令和元年台風第19号
令和2年7月	令和2年7月豪雨
令和3年8月	令和3年8月豪雨
令和4年8月	令和4年8月大雨
令和4年9月	令和4年台風15号
令和5年7月	令和5年7月15日からの大雨
令和5年9月	令和5年台風第13号
令和6年1月	令和6年能登半島地震
令和6年9月	令和6年9月20日からの大雨

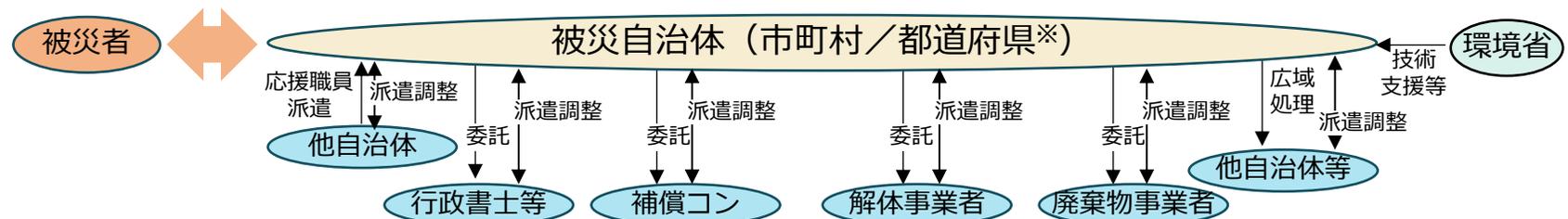
被災自治体の横断的調整支援を行う専門支援機能のイメージ案①

【被災が大規模な巨大地震・集中豪雨における公費解体・災害廃棄物処理全体の事務調整】

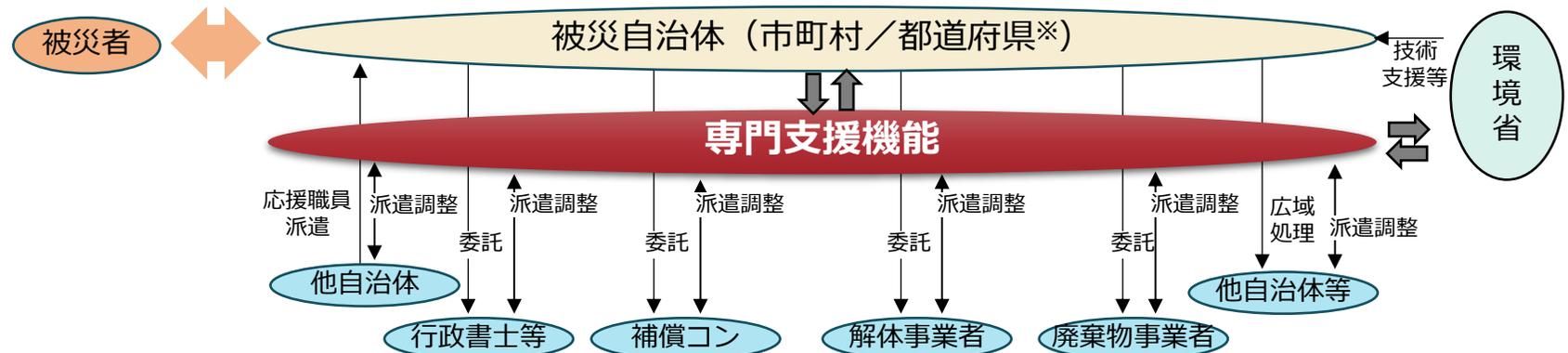
- 巨大地震・集中豪雨により非常に多くの家屋等が被災し、大量の公費解体・解体廃棄物が発生する場合を想定。
- 公費解体（申請受付～解体工事）から災害廃棄物処理に至る各種手続・調整の工程等が多く、業務を担う関係事業者が多岐かつ非常に多い一方で、被災自治体の部署・職員にとって初めての業務になることが多く、経験・知見・人材が蓄積されておらず、調整・連携体制の構築・運営に多くの負荷・時間を要する。
- これら多岐にわたる調整・連携を横断的に支援する専門機能を設けることで、被災自治体における円滑・迅速な公費解体・災害廃棄物処理の体制構築・運営を推進。

申請受付 → 工事前調整 → 解体工事 → 廃棄物処理

現状



対策
イメージ案



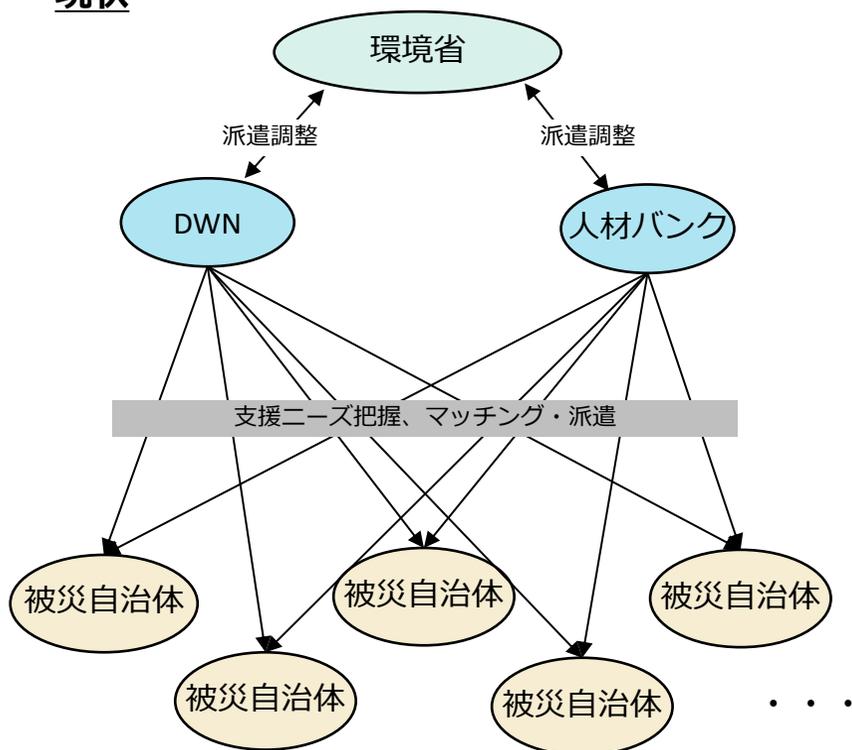
※地方自治法に基づき市町村から都道府県へ事務委託を行う等の場合

被災自治体の横断的調整支援を行う専門支援機能のイメージ案②

【被災が都道府県・市町村を跨ぐ広範囲な巨大地震・集中豪雨における人的・技術支援調整】

- 被害が広範囲に渡る巨大地震や、日本列島を縦断する台風や線状降水帯等により各地で同時期に発生する集中豪雨による被害が発生した場合を想定。
- 全国各地の被災自治体（市町村・都道府県）から公費解体・災害廃棄物処理の各種業務に関する人的・技術支援ニーズが集中し、DWN支援団体及び人材バンク支援員との調整や受援側（被災自治体）のニーズ把握やマッチング・派遣調整に多くの時間を要し、早期支援に関する支障が懸念される。
- これら多岐にわたる調整を横断的に支援する専門機能を設けることで、被災自治体への人的・技術支援の円滑・迅速なマッチング・派遣を促進。

現状



対策 イメージ案

